

1. 補助対象事業の要件

(1) カウンセラーの条件

- ・臨床心理士もしくは臨床心理士と同等の知識・技術を有する者

(2) キンダーカウンセラー事業の実施回数、時間

- ・年12回以上実施、1回あたり6時間以上

(3) 教職員に対する研修の実施回数、時間

- ・年3回以上実施、1回あたり1時間以上

(4) 事業内容

①地域の保護者（在園児の保護者以外も含む）を対象としたカウンセリング

②教員への指導助言相談

※①と②両方の事業を実施する必要があります。いずれかの実施のみでは補助対象として認められません。

※キンダーカウンセラー事業の導入にあたり、第1回分を、事業内容を知ってもらうための講演や懇談、教職員との打合せ等を含めて実施しても構いません。

※保護者向け通知に記載のない日に、キンダーカウンセラーが保護者を対象としたカウンセリングを実施せず、園児観察や教員からの相談対応のみを行った場合は、補助対象の実施日として認められません。

(5) その他

- ・記録簿を作成する等により、実施状況を適切に管理しておくこと
- ・地域の保護者が希望する場合や、カウンセラーが必要と判断する場合、園外に出向いて相談やアドバイスをを行う体制を整備し、広く周知しておくこと
- ・事業内容をホームページに掲載するか、園内外に案内を掲示しておくこと
- ・オンライン（ウェブ会議システム等）を活用した相談事業の実施、教職員に対する研修の実施も可とする

（オンラインで実施する際の留意事項）

○オンラインを活用した相談事業を実施するにあたって、上記の補助対象事業の要件を満たすこと

○実施方法・手段については、事前にカウンセラーとよく相談のうえ決めること

○個人情報の取扱いについては、問診票や同意書等の管理を徹底する等、十分に注意すること

○カウンセラーとの連携を密に取り、園で行っている内容と遜色のないよう工夫すること

○実施した内容は必ず記録すること

2. 補助金額

- ・実施状況に応じて、予算の範囲内で毎年度設定する

※補助率が80%を超える場合は、80%を上限として補助金を交付（1万円未満切捨）

★補助率 = 補助金額 ÷ (補助対象経費の合計 - 利用者負担金) × 100

- ・ 令和6年度補助単価（案） ※補助金額は予定のため、変更となる可能性があります

実施回数	補助金額
年12回以上	250,000円以内
年24回以上	500,000円以内
年36回以上	750,000円以内
年48回以上	1,000,000円以内

3. その他

（1）対象経費

- ・ 補助対象 ： 人件費（報酬委託手数料）、管理経費、教育研究費

※キンダーカウンセラー事業の実施のためにかかった経費のみ

（他の事業との兼用や転用は補助対象外）

- ・ 補助対象外：施設設備整備費や備品（経理規定上備品扱いとなる物）の購入費、飲み物・茶菓子代、園外で受講するキンダーカウンセラーに関する研修にかかる経費

（2）留意点

- ・ 本事業に要する補助対象経費は、経常費補助金等、他の補助金の対象経費とは区分し、経常費補助金等の変更申請・実績報告等において支出経費に含めないこと